

ショート・ステイ・サービスの利用料金(1日当たり)

社会的理由	生活保護世帯	その他の世帯
疾病、出産、事故、災害 冠婚葬祭、転勤 看護または学校などの公 的行事への参加	市負担 5200円	3350円
	申請者負担 なし	1850円
私的利用	生活保護世帯	その他の世帯
社会的理由以外の理由	市負担 3350円	なし
	申請者負担 1850円	5200円

介護者の負担も軽くなります。ショート・ステイ・サービスは、お年寄りを介護している家族の人が、病気やその他の理由で、介護が困難になったとき、家族の代わりを介護をしようというものです。期間は、一週間が限度です(特別な事情があるときは、最高四週間までとします)。このサービスを利用すれば、

「かんばらの里」では、ショート・ステイ・サービスに、お年寄りを介護している家族の人が、病気やその他の理由で、介護が困難になったとき、家族の代わりを介護をしようというものです。期間は、一週間が限度です(特別な事情があるときは、最高四週間までとします)。このサービスを利用すれば、

介護者の負担も軽くなります。ショート・ステイ・サービスは、お年寄りを介護している家族の人が、病気やその他の理由で、介護が困難になったとき、家族の代わりを介護をしようというものです。期間は、一週間が限度です(特別な事情があるときは、最高四週間までとします)。このサービスを利用すれば、

「かんばらの里」では、ショート・ステイ・サービスに、お年寄りを介護している家族の人が、病気やその他の理由で、介護が困難になったとき、家族の代わりを介護をしようというものです。期間は、一週間が限度です(特別な事情があるときは、最高四週間までとします)。このサービスを利用すれば、

介護者の負担も軽くなります。ショート・ステイ・サービスは、お年寄りを介護している家族の人が、病気やその他の理由で、介護が困難になったとき、家族の代わりを介護をしようというものです。期間は、一週間が限度です(特別な事情があるときは、最高四週間までとします)。このサービスを利用すれば、

介護者の負担も軽くなります。ショート・ステイ・サービスは、お年寄りを介護している家族の人が、病気やその他の理由で、介護が困難になったとき、家族の代わりを介護をしようというものです。期間は、一週間が限度です(特別な事情があるときは、最高四週間までとします)。このサービスを利用すれば、

「かんばらの里」では、ショート・ステイ・サービスに、お年寄りを介護している家族の人が、病気やその他の理由で、介護が困難になったとき、家族の代わりを介護をしようというものです。期間は、一週間が限度です(特別な事情があるときは、最高四週間までとします)。このサービスを利用すれば、

介護者の負担も軽くなります。ショート・ステイ・サービスは、お年寄りを介護している家族の人が、病気やその他の理由で、介護が困難になったとき、家族の代わりを介護をしようというものです。期間は、一週間が限度です(特別な事情があるときは、最高四週間までとします)。このサービスを利用すれば、

介護者の負担も軽くなります。ショート・ステイ・サービスは、お年寄りを介護している家族の人が、病気やその他の理由で、介護が困難になったとき、家族の代わりを介護をしようというものです。期間は、一週間が限度です(特別な事情があるときは、最高四週間までとします)。このサービスを利用すれば、

お買物、ご用命は市内で

毎度ありがとうございます
サロン内容☆美容全般

- ・ご婚札着付
- ・O・パーマ
- ・特種毛髪バック
- ・素肌の美しさを保つ(美顔)エステティック&メニュー

◆公休日のご案内〜年中火曜のみ

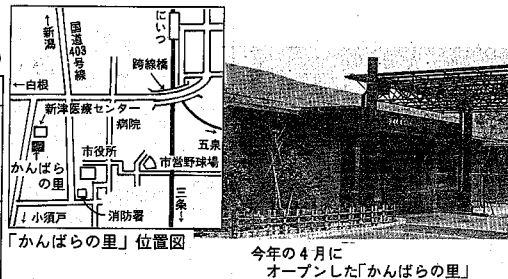
渡辺美容院
〒22-1080 電話(22)0626

ヘアーステーション
わたなべ駅前店
〒22-1080 電話(22)2611

花キュービット 国内どこにでもお届けします

祝・葬祭用盛籠・花束
いけばな材料一般

小林生花店
〒22-1080 TEL 22-1080
22-5707

8月から
ショート・ステイ
サービスを開始今年の4月に
オープンした「かんばらの里」

高齢化社会が進むにつれて、地域では、老人養護施設が老人福祉の中核として、その役割が期待されています。そこで今年の四月にオープンした特別養護老人ホーム「かんばらの里」では、八月から次のようにショート・ステイ(短期保護)・サービスを実施します。

介護者の負担も軽くなります。ショート・ステイ・サービスは、お年寄りを介護している家族の人が、病気やその他の理由で、介護が困難になったとき、家族の代わりを介護をしようというものです。期間は、一週間が限度です(特別な事情があるときは、最高四週間までとします)。このサービスを利用すれば、

「かんばらの里」では、ショート・ステイ・サービスに、お年寄りを介護している家族の人が、病気やその他の理由で、介護が困難になったとき、家族の代わりを介護をしようというものです。期間は、一週間が限度です(特別な事情があるときは、最高四週間までとします)。このサービスを利用すれば、

「かんばらの里」では、ショート・ステイ・サービスに、お年寄りを介護している家族の人が、病気やその他の理由で、介護が困難になったとき、家族の代わりを介護をしようというものです。期間は、一週間が限度です(特別な事情があるときは、最高四週間までとします)。このサービスを利用すれば、

8路線を市道に認定

今回の議会では、右のほかに次の案件も審議され、それぞれ原案どおり認められました。

- 新津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正(国民年金法などの法令による給付との調整)
- 新津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正(乳児または障害児を保育する保母に特殊勤務手当を支給)
- 新津市国民健康保険条例の一部改正(保険料の賦課限度額を39万円から40万円に引き上げるなど)
- 新津市市民会館条例の一部改正(増設された第5会議室の使用料について。午前(9時〜正午)は1000円、午後(1時〜5時)は1500円、夜間(6時〜10時)は2000円、1日(午前9時〜午後10時)は4500円)
- 新津市家畜衛生センター条例の制定(畜産行政を見直すために、畜産センターを廃止し、新津市家畜衛生センターを設置)
- 字の変更(国営水利事業施工に伴う小屋場地区内の字の変更)
- 市道の認定、廃止および変更(金沢町1丁目地区などの8路線を新たに市道に認定、大蔵などの4路線を市道廃止、小口線など3路線を変更)

市長専決処分を承認

また、急を要して議会を招集する暇がなかったため、市長専決処分を行った次のことも、議会の承認が得られました。

- 新津市市税条例の一部改正(固定資産税の負担調整措置の改正など)
- 新津市国民健康保険条例の一部改正(保険料の賦課額に100円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てることなど)
- 昭和63年度予算補正
・老人保健特別会計…歳入歳出にそれぞれ1386万8000円を追加し、総額31億5593万4000円とする。
- 昭和62年度予算補正
・一般会計…歳入歳出にそれぞれ9552万3000円を追加し、総額139億9751万9000円とする。
- ・農業集落排水事業特別会計…歳入歳出からそれぞれ120万円を減額し、総額1億2622万9000円とする。
- ・国民健康保険特別会計…歳入歳出に4496万円を追加し、総額29億9953万6000円とする。

お買物、ご用命は市内で

動物も家族の一員です。

小島獣医科病院
☎24-2223 (秋葉2丁目)
駐車場完備

・時間
平日 AM9:00〜12:00 PM1:30〜6:30
土・日 AM9:00〜12:00 PM1:30〜3:00
・祭日 AM9:30〜11:30(予約)

・案内
・犬・猫・小鳥など動物の診療
・野生鳥獣の保護
・動物コンサルタント
・グルーミング
・ホテル
・健康フード(療養食)

本町二番館条例を制定
市議会六月定例会から

旧市役所は本町2番館として利用

六月二十七日から七月十一日まで十五日間の会期で、市議会六月定例会が開かれました。今回の議会では、

▼新津市本町二番館条例の制定
昭和六十三年度の一般会計に「億二千八百八十四万八千円を追加すること」
などが決まりました。

本町二番館は、これまでの旧館スペースを駐車場に、新館施設はそのままだし、いろいろな目的で利用してもらうように、今、内部整備を進めています。その中には、「母子健康センター」や「市民サービスコーナー」などが併設されます。

また、社会福祉協議会などの団体が入る事務室や相談室スペースが予定されているのは、

か、市民ホール(一階)、多目的ホール(旧議場)、会議室など、市民の皆さんから利用してもらおう施設が設けられます。

すでに、市民課サービスコーナーや一部事務室は、開設していますが、そのほかはまだ、工事に時間がかるため、全館の利用は、十月以降になる見込みです。本町二番館の使用料などについては、追って広報でお知らせします。

一般会計予算に
一億二千万円を追加
昭和六十三年度の一般会計予算に「億二千八百八十四万八千円を追加し、歳入・歳出の総額を百三十億四千八百八十四万八千円とする」ことが認められました。追加された主なものは、道路橋りょう費に一千九百二十二万三千円など

です。

請願二件を採択し
意見書三件を決議
今議会では、請願五件の審議も行われました。このうち「生産者米価に関する意見書を求める請願」「国庫補助負担率の引き下げ廃止を求める請願」の二件が採択されました。そして、これらに基づいた意見書二件と「抜本的税制改革に関する意見書を発議、原案どおり可決され、それぞれ関係機関へ送付されること」など、(県営車庫排水機場残置と関係水路の市の管理することについて)、「新津市ジョージンセンター(仮称)の出店反対に関する陳情」は継続審査に、「名称形式を問わず、大型間接導入に反対する意見書の提出を求める請願」は不採択になりました。

